

今年も

お早めに

所得税  
住民税の申告がはじまります  
消費税



所得税・住民税  
3月17日(月)  
までに  
消費税  
3月31日(月)

### 所得税

申告すれば  
税金の戻る人

確定申告をしなくてもよい人でも、次のような場合は源泉徴収された税金の還付を受けるための申告書を提出することができま

- ① 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得もあまり多くない人
- ② 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- ③ 給与所得者で次のような人
  - ① 災害や盗難にあった人
  - ② 多額の医療費を支払った人
  - ③ 住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・購入または大規模な修繕・増改築をした人

### その他

還付申告のみ  
事前相談を行います

町では申告期間中の混雑を解消するため給与所得者で「医療費控除」「住宅借入金等の特別控除」の還付申告を受ける方のみ事前に納税相談を行います。この機会をぜひご利用ください。

- 場所 役場一階 集団検診室
- 相談日 2月5日(水) 7日(金)
- 時間 午前9時～午後4時 (受付は午後3時まで)
- 対象者
  - ① 医療費控除を受ける方
  - ② 住宅借入金等の特別控除を受ける方

問い合わせ先 税務課 住民税係  
☎38-3111

所得税の確定申告及び住民税の申告期限は3月17日(月)です。期限間近になりますと、申告相談会場は大変混雑します。申告書の書き方などのわからない人については、税務署や市町村役場で相談や申告書の作成指導に応じています。早めに相談して申告を済ませましょう。(土・日曜日は閉庁日です)尚、日程を指定された方は、その日をお願いします。

### 申告が必要な人

次のような人は確定申告をしなければなりません。

- ① 事業を行っている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を買った場合などで、平成14年中の所得金額の合計額から配偶者控除、扶養控除などの所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超える人
- ② 給与所得者で次のいずれかの要件などに当てはまる人
  - ① 給与の年収が2千万円を超える人
  - ② ニヶ所以上から給与をもらっている人

### 住民税

住民税の申告をし  
なければならぬ人

- 事業所得(営業等・農業)配当所得・不動産所得・雑所得等のあった人
- 確定申告をした人を除く
- 国民健康保険加入者
- 扶養家族として証明書が必要な人
- 生命保険や医療費控除を受けようとする人

### 消費税

消費税及び地方消費税の  
確定申告と納税は  
正しくお早めに

個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、3月31日(月)までとなっています。消費税及び地方消費税の申告書は、なるべく所得税の申告書と一緒に提出されるようお願いいたします。(土・日曜日は閉庁日です)

### 所得税の還付申告 は二番館で!

税務署では、本年も関東信越税理士会新津支部の協力により、次の日程で二番館(旧新津市役所)に次のような方を対象として、還付申告会場を設けることとしました。

- 【対象となる方】
    - ・ 年金を受給されている方
    - ・ 給与所得者で
      - ① 医療費控除を受ける方
      - ② ニヶ所以上からの給与を受けている方
      - ③ 年の途中で退職した場合などで年末調整されなかった方
- 還付申告書の書き方などがわからない方は、是非ご利用ください。
- 場所 新津市本町二番館 (旧新津市役所) 二階
  - 期間 2月3日(月) 2月17日(月) (土・日・休日を除く)
  - 時間 午前9時～午後4時 (受付は午後3時まで)
- 問い合わせ先 新津税務署 個人課税部門  
☎0250(22)2153

### 申告の相談に必要なもの

- ◇ 申告書・印鑑(昨年の申告書の控があれば、お持ちください。)
- ◇ 筆記用具・計算器具
- ◇ 金融機関名、口座番号のわかる書類
- ◇ 社会保険料の支払い額の判明する書類及び生命・損害保険料控除証明書(給与所得者で勤務先等に提出している場合は不要です。)
- ◇ その他所得控除を受けるための書類
- ◇ 次のような所得金額を計算できる書類など

### 振替納税をご利用の皆様

平成14年分の確定申告分に係る振替日は、  
所得税 4月21日(月)  
消費税 4月24日(木)

二～三日前には、預貯金残高をお確かめください。なお、預貯金残高不足等で引落しできませんと、法定納期限の翌日から延滞税がかかりますので、ご注意ください。



だから私も、確定申告。  
窓口に電話して、自分で書いて、お早めに

税金電話相談  
(タックスアンサー)  
のご利用を

タックスアンサーは、身近な税金についてコンピューターが自動的に音声でお答えする電話サービスです。